



社会福祉法人 こうほうえん
新砂ライフ
【94号】

2024年
3月

「新砂ライフ」 社会福祉法人 こうほうえん 通信 第94号 2024年 3月

発行=新砂こうほうえん 〒136-0075 東京都江東区新砂3-3-11 (代表TEL 03-5677-1331)

1階・2階 保育園 (TEL 03-5677-1332) 病後児保育室おひさま (TEL 03-5677-1725)

3階 多機能ホーム新砂 (TEL 03-5677-1333)

3階 シルバーステイ (TEL 03-5677-1337) 4階 グループホーム新砂 (TEL 03-5677-1336)

保育園 より・・・

お店屋さんごっこ 2月15日

ぞう組（5歳児）くま組（4歳児）の子どもたちがアイディアを出し合って作ったフードコート。開店と同時に「いらっしやいませー」と元気な声が飛び交っていました。小さなお客さんはお兄さんお姉さんにエスコートされて、一緒にお食事を楽しみました。地域のお友だちもたくさんきてくれました。



ひなまつり会 3月1日

「ひなまつり」についてのペープサートを見たり、みんなで歌を歌ったり、クイズに答えたりして楽しみました。「お内裏様とお雛様の顔はめパネル」で記念写真も撮りました。

ひなまつりメニュー

ハヤシライス・ポテトサラダ
ダ・洋風スープ・いちご

ひなあられおこし
牛乳・ゼリー



クローバーだよ



～ 子育て支援 「ほかほかひろば」からご案内 ～



ほかほかひろばをご紹介します

2月15日 お店屋さんごっこに参加しよう



たくさんのお友だちにびっくりした様子でしたが、すぐに慣れお買い物に出掛けて行きました。

3月1日 ひなまつり会



「元気で幸せにすごせますように」と思いを込めて、みんなで「ひなまつり」の歌を歌いました。

今年度のほかほかひろばは全て終了しました。
1年間ありがとうございました！



令和6年度も楽しい企画を用意しています。
是非遊びに来てくださいね！

グループホーム新砂 より

認知症サポーター養成講座

2月17日（土）新砂長寿サポートセンター主催の『認知症サポーター養成講座』を開催しました。この講座は、認知症を正しく理解し、認知症に対する誤解や偏見を解消し、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を増やし、安心して暮らせるまちを地域みんなでつくっていくことを目指しています。地域の方々やご利用者家族にも参加していただきました。講座の後は、江東区の健康体操である「KOTO 活き粋体操」を皆さんとおこない、気分も体もすっきり！



保育園児との日常交流

新砂保育園の子どもたちが遊びに来てくれた時の様子です。世代間交流が新砂の特徴です！



生活のご様子

コーヒー
待ってね！



こっちもOK！



昔は毎日作っていたから
これくらい簡単！



洗濯物は多いけど
太陽が気持ちいい！



多機能ホーム新砂より

2月は100歳を迎えたご利用者様と共におやつ作りと誕生会を行いました。

当日利用されているご利用者様と『どら焼き』を作りました。みなさん「おいしい」ととても喜ばれていました。和菓子が好きと言っていたお誕生日の方には職員が作った抹茶ケーキをお出しし、寄せ書き、メッセージカードをプレゼントしました。誕生会に参加された娘様も「こんなに祝ってもらえるなんて。みなさんに祝ってもらえてとても嬉しいです。」と仰っていました。

今回は100歳のお祝いなので、普段の誕生日会よりも盛大にお祝いさせていただきました。

毎月誕生日の方にはケーキとメッセージカードをプレゼントさせていただいています。

今後も皆様には元気に通所していただき、100歳が迎えられることを願っています。



慎重に…



どうぞ、召し上がれ♡



ありがとう♪



せーの

シルバーステイ新砂より

成年後見制度について知ろう

皆さん「成年後見制度」を知っていますか？認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような、一人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行う制度のことを成年後見制度といいます。

①任意後見制度

一人で決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしていただきたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。ご本人が一人で決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

②法定後見制度

法定後見制度は、障害や認知症の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、ご本人の利益を考えながら、ご本人を代理して契約などの法律行為をしたり、ご本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、ご本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、ご本人を保護・支援します。

参考：厚生労働省HP、江東区役所HP

◀近隣の相談窓口▶ ◆江東区社会福祉協議会権利擁護センター「あんしん江東」
◆東京家庭裁判所「後見センター」（千代田区）◆錦糸町公証役場（任意後見のみ）